

○東御市就学援助費及び就学奨励費給付要綱

平成16年4月1日

教育委員会告示第1号

改正 平成21年3月23日教委告示第1号

平成24年2月21日教委告示第1号

平成25年6月28日教委告示第2号

平成27年11月10日教委告示第6号

平成28年11月1日教委告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第2項及び第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒並びに入学予定者（市内に住所を有し、翌年度に小学校又は中学校へ入学を予定する児童又は生徒をいう。以下同じ。）並びに市立の小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し、予算の範囲内で就学に必要な援助を行い、義務教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「就学援助費」とは要保護及び準要保護児童生徒援助費補助費をいい、「就学奨励費」とは特別支援教育就学奨励費補助費をいう。

(給付対象経費)

第3条 給付対象経費は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(給付金額)

第4条 前条に掲げる給付対象経費に係わる給付金の額は、国の定める額の範囲内とする。ただし、実費を給付することが望ましい旨定められているものについては、予算の範囲内で給付することができるものとする。

(給付対象者)

第5条 給付対象者は、市内に住所を有する学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒の同法第16条に規定する保護者（入学準備費については、入学予定者の保護者）で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、クラブ活動費、体育実技用具費及び学校給食費の給付については同法第13条の規定による教育扶助が、入学準備費及び新入学児童生徒学用品費等については、同法第12条の規定による生活扶助が行われている者に対するものを除く。）

(2) 準要保護者

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準じる程度に困窮している者で、前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けたもの

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市民税の非課税

(ウ) 地方税法323条の規定による市民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62の規定による事業税の減免

(オ) 地方税法367条の規定による固定資産税の減免

(カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の掛金の免除

(キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法の規定に基づき、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予

(ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

(ケ) 世帯更生資金貸付制度による貸付

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる者

(ウ) PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

(エ) 学校納付金の納付状態の悪い者又は被服、通学用品等に不自由している者で、保護者の生活が極めて困難と認められるもの

(オ) 経済的理由による欠席日数が多い児童又は生徒の保護者

(カ) 災害、疾病及び不慮の事故等により、その世帯の生計に著しい変化が生じ、生活が困難と認められる者

ウ その他東御市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に給付する必要があると認める者

(3) 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は、特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領の定めるところによる者。ただし、前2号に規定する要保護者及び準要保護者を除くものとする。

(受給申請)

第6条 就学援助費（入学準備費を除く。）の給付を受けようとする者は、就学援助申請書（様式第1号）及び世帯票（様式第2号）を、学校長を経由して教育委員会へ申請するものとする。

2 学校長は、保護者から前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、就学援助費の支給について意見を付し、教育委員会へ提出するものとする。

3 入学準備費の支給を受けようとする者は、就学援助申請書（入学準備費用）（様式第1号の2）及び世帯票（様式第2号）を、教育委員会が別に定める期日までに、教育委員会へ申請するものとする。

4 就学奨励費の給付を受けようとする者は、就学奨励費申請書（様式第3号）を、学校長を経由して教育委員会へ申請するものとする。

（給付の認否の決定）

第7条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、給付の認否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により給付の認否を決定したときは、学校長を経由して申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による給付の認否の決定に当たり疑義が生じたときは、必要に応じて福祉事務所長又は民生委員若しくは児童委員の意見を聴くことができる。この場合において、教育委員会は、当該福祉事務所長又は民生委員若しくは児童委員に対し、当該決定の状況を通知することができるものとする。

（給付期間）

第8条 就学援助費（入学準備費を除く。）及び就学奨励費の給付期間は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

2 入学準備費の給付期間は、入学予定者が入学する前年度の4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

3 給付期間の途中で認定を取り消した者には、その翌月（認定取り消し日が月の初日に当たるときはその月）から給付は行わないものとする。

（認定の取消等）

第9条 就学援助費の給付を受けている者が、年度途中において世帯の経済状況の好転により給付を辞退した場合又は国公立以外の学校への転学若しくは死亡等により給付を必要としなくなった場合は、教育委員会は就学援助費の認定を取り消すことができるものとする。

2 前項に規定する場合のほか、教育委員会は、第7条の規定により給付の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が偽り又は不正の申請により給付を受けていることが判明した場合は、認定を取り消し、既に給付した就学援助費及び就学奨励費の全部又は一部の返還を受給者に命ずることができるものとする。

（支払い方法）

第10条 学用品費及び学校給食費は前期と後期に給付するものとし、その他の給付金については、その都度支給するものとする。ただし、

校外活動費のうち宿泊を伴うものについては学年を通じて1回を限度とする。

- 2 前項の給付金のうち学校長が取り扱う給付金は、各期ごとに受給者に給付することができる。ただし、保護者に給付することによって児童又は生徒の就学に支障が生じる場合には、学校長が直接、児童又は生徒に現物を給付することができる。
- 3 医療費は、原則として医療機関からの請求に基づき当該医療機関に直接支払うものとする。ただし、やむをえず個人負担分として支払った医療費は、その者からの請求に基づいて支払うことができるものとする。この場合において、医療費は学校長からの医療券の交付申請があった者について給付する。

(報告事項)

第11条 就学援助費及び就学奨励費の給付の対象となる児童又は生徒が年度の中途において転学又は死亡等により給付を必要としなくなったときは、学校長は速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(委任事項)

第12条 学校長は、保護者の委任に基づき給付金を請求、受領管理及び処理できるものとする。

- 2 学校長は、前項の委任について承諾したときは、委任状（就学援助費については様式第4号、就学奨励費については様式第5号）を保護者から受領し、一覧表（様式第6号）に集計して教育委員会へ提出するものとする。
- 3 前2項により学校長が代理する場合は、学校長は交付申請書（様式第7号）を教育委員会へ提出するものとする。

(関係書類の提出期限)

第13条 学校長は、事業終了後速やかに次に定める書類を教育委員会へ提出し、その確認を受けるものとする。

- (1) 就学援助費個人支給明細表（様式第8号）
- (2) 就学奨励費個人別支給台帳（様式第9号）
- (3) 個人別支給調書（様式第10号）

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日教委告示第1号）

この告示は、告示の日から施行する。

ただし、別表第1及び様式第4号の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月21日教委告示第1号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日教委告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年11月10日教委告示第6号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年11月1日教委告示第1号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

就学援助費

| 対象経費   |           | 補助事業   |
|--------|-----------|--|
| 1 学用品等 | (1) 学用品費  | 児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費                           |
|        | (2) 通学用品費 | 小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童若しくは生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費 |

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| (3) 校外活動費                             | <p>ア 宿泊を伴わないもの<br/>児童又は生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（以下「校外活動」という。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科</p> <p>イ 宿泊を伴うもの<br/>児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学科（修学旅行の場合を除く。）</p> |
| (4) 通学費                               | <p>児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費<br/>片道の通学距離が、児童にあつては4 km以上生徒にあつては6 km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃</p>  |
| (5) 修学旅行費                             | <p>児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費、旅行取扱料金及び旅行傷害保険料の額（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回の旅行に限る。）</p>   |
| (6) 入学準備費                             | <p>入学予定者が通常必要とする学用品及び通学用品費又はそれらの購入費</p>  |
| (7) 新入学児童生徒学用品費等（入学準備費の給付を受けた保護者は除く。） | <p>新入学児童又は生徒（年度当初に就学援助費給付対象として認定された児童生徒に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費</p>   |

|         |   |
|---------|---|
| 2 医療費   | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用。ただし、社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額 |
| 3 学校給食費 | 小学校又は中学校に在学する者の学校給食に要する費用の実費  |

別表第2（第3条関係）

就学奨励費

| 対象経費      |   | 補助事業   |
|-----------|---|--|
| 1 学用品等    | (1) 学用品及び通学用品購入費  | 児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費                               |
|           | (2) 校外活動等参加費  | ア 宿泊を伴わないもの<br>児童又は生徒が宿泊を伴わない校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学料          |
|           |   | イ 宿泊を伴うもの<br>児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学料（修学旅行の場合を除く。） |
|           | (3) 通学費   | 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費                            |
| (4) 修学旅行費 | 児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費、旅行取扱料金及び旅行傷害保険料の額（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回の旅行に限る。） |  |



|         |                              |                                     |
|---------|------------------------------|-------------------------------------|
|         | (5) 新入学児童生徒学用品及び通学用品購入費等     | 新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費 |
| 2 学校給食費 | 小学校又は中学校に在学する者の学校給食に要する費用の実費 |                                     |

様式第1号(第6条関係)

就学援助申請書

年 月 日

(申請先)東御市教育委員会

申請者(保護者)

住所

氏名

就学援助を受けたいので、東御市就学援助費及び就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり学校長の意見を付して申請します。

なお、申請にあたって、私と同一生計の者の課税情報を閲覧することを承諾します。

記

就学援助を必要とする児童・生徒名

学校 年 組 氏名

申請理由(該当項目に○印をしてください。)

- 1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の世帯
- 2 市民税の非課税又は減免の世帯
- 3 国民年金の掛金の減免の世帯
- 4 国民健康保険法に基づく保健料の減免又は徴収の猶予の世帯
- 5 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- 6 固定資産税や個人事業税の減免を受けている世帯
- 7 世帯更生資金貸付制度による貸付を受けている世帯
- 8 保護者の職業が不安定で、生活が困難であると認められる世帯
- 9 その他 ( )

学 校 長 の 意 見

就学援助を 必要 とする。  
不必要

(理由)

東御市立

学校長

様式第1号の2（第6条関係）

就学援助申請書（入学準備費用）

年 月 日

（申請先）東御市教育委員会

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電話番号

就学援助（入学準備費）を受けたいので、東御市就学援助費及び就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたって、私と同一生計の者の課税情報を閲覧することを承諾します。

記

就学援助を必要とする児童・生徒名

（入学予定校名） 学校 氏名

| 申請理由（該当項目に○印をしてください。） |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 1                     | 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の世帯           |
| 2                     | 市民税の非課税又は減免の世帯                  |
| 3                     | 国民年金の掛金の減免の世帯                   |
| 4                     | 国民健康保険法に基づく保健料の減免又は徴収の猶予の世帯     |
| 5                     | 児童扶養手当の支給を受けている世帯               |
| 6                     | 固定資産税や個人事業税の減免を受けている世帯          |
| 7                     | 世帯更生資金貸付制度による貸付を受けている世帯         |
| 8                     | 保護者の職業が不安定で、生活が困難であると認められる世帯    |
| 9                     | その他（ <input type="checkbox"/> ） |

※小学校6年生の保護者は記入してください。  
入学準備費以外の就学援助費について該当項目に○印をしてください。  
ア 給付を受けている。  
イ 給付を受けておらず、入学準備費と併せて給付を希望する。  
ウ 入学準備費以外の就学援助費の給付は希望しない。

- 注 1 教育委員会が別に定める期限までに提出してください。  
2 入学準備費の給付を受けた後、入学予定校に入学する前に東御市から他市町村へ転出した場合、給付を受けた入学準備費は返金していただきます。  
3 現在、就学援助費の給付を受けていない者で、入学準備費以外の就学援助費の給付を希望する者は、この申請書とは別に、就学援助費申請書（様式第1号）を学校長へ提出してください。

様式第2号（第6条関係）

（表面）

世帯票

学校 整理番号

| 住所                            | 児童生徒氏名     |           | 保護者氏名      |             | 住宅の形態<br>①持家 ②借家 ③アパート |           |                  |
|-------------------------------|------------|-----------|------------|-------------|------------------------|-----------|------------------|
| 家庭の状況（<br>本人と<br>保護者と<br>を含む） | ふりがな<br>氏名 | 続柄        | 勤務先<br>学校名 | 自宅居住<br>の有無 | 病気・療養の<br>有無（期間）       | 生年月日      | 家庭の状況<br>_____年度 |
|                               |            |           |            |             |                        |           |                  |
|                               |            |           |            |             |                        |           |                  |
|                               |            |           |            |             |                        |           |                  |
| 教育委員会の判定                      |            |           |            |             |                        |           |                  |
| 年度<br>学年                      | 年度<br>学年   | 年度<br>学年  | 年度<br>学年   | 年度<br>学年    | 年度<br>学年               | 年度<br>学年  | _____年度          |
| 判定                            | 認定<br>不認定  | 認定<br>不認定 | 認定<br>不認定  | 認定<br>不認定   | 認定<br>不認定              | 認定<br>不認定 |                  |
| 認定月日                          | 月 日        | 月 日       | 月 日        | 月 日         | 月 日                    | 月 日       |                  |
| 支給開始月                         | 月          | 月         | 月          | 月           | 月                      | 月         |                  |

(裏面)

|                 |
|-----------------|
| 家庭の状況<br>____年度 |
| ____年度          |
| ____年度          |

様式第3号(第6条関係)

学校長経由 印

就学奨励費申請書

年 月 日

(申請先)東御市教育委員会

申請者 住所  
(保護者) 氏名

㊟

就学奨励を受けたいので、東御市就学援助費及び就学奨励費給付要綱第6条の規定により申請します。

就学奨励を必要とする児童生徒名

学校 年 組 氏名

添付書類 別紙2 収入額・需要額調書  
世帯の所得証明書

様式第4号(第12条関係)

委 任 状

私は、 年度就学援助費補助金の請求、受領管理及び処理の権限を、  
東御市立 学校長 に委任します。

年 月 日

児童生徒 氏名

保護者 氏名

住所



上記の請求、受領管理及び処理について承諾します。

年 月 日

東御市立 学校長 氏名

印

様式第5号(第12条関係)

委 任 状

私は、 年度就学奨励費補助金の請求、受領管理及び処理の権限を  
東御市立 学校長 に委任します。

年 月 日

児童生徒 氏名

保 護 者 氏名

住所

㊟

上記の請求、受領管理及び処理について承諾します。

年 月 日

東御市立 学校 氏名

㊟



様式第6号(第12条関係)

年 月 日

一 覧 表

(報告先)東御市教育委員会

学校長 印

年度 就学援助費 補助金にかかる委任について(報告)  
就学奨励費

この補助金の、請求、受領管理及び処理の権限を下記の者から受けました。  
(添付書類)

委任状 通

記

| 学年 | 児童生徒氏名 | 保護者氏名 | 住所 | 備考 |
|----|--------|-------|----|----|
|    |        |       |    |    |
|    |        |       |    |    |
|    |        |       |    |    |
|    |        |       |    |    |
|    |        |       |    |    |
|    |        |       |    |    |
|    |        |       |    |    |

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

(申請先) 東御市教育委員会

東御市立 学校長

印

年度 交付申請書

下記のとおり補助金を交付して下さるよう、申請します。

記

| 児童生徒 |    | 保護者氏名 | 補助金の額 |                |     |             |     | 合計 |
|------|----|-------|-------|----------------|-----|-------------|-----|----|
| 学年組  | 氏名 |       | 学用品費  | 修学旅行費<br>校外活動費 | 通学費 | 新入学<br>学用品費 | 給食費 |    |
|      |    |       |       |                |     |             |     |    |
|      |    |       |       |                |     |             |     |    |
|      |    |       |       |                |     |             |     |    |
|      |    |       |       |                |     |             |     |    |
|      |    |       |       |                |     |             |     |    |
|      |    |       |       |                |     |             |     |    |
|      |    |       |       |                |     |             |     |    |
|      |    |       |       |                |     |             |     |    |
|      |    |       |       |                |     |             |     |    |

様式第8号(第13条関係)

年度 就学援助費個人支給明細書

| 学校名              |         |             | 学年 組      |     |     | 児童生徒氏名  |             | 保護者氏名       |           |     |     |  |
|------------------|---------|-------------|-----------|-----|-----|---|-------------|-------------|-----------|-----|-----|--|
| 費目               | 金額<br>円 | 現金現物の<br>区分 | 支給<br>年月日 | 担任印 | 校長印 | 費目  | 金額<br>円     | 現金現物の<br>区分 | 支給<br>年月日 | 担任印 | 校長印 |  |
| 学用品費 前期          |         |             |           |     |     |   |             |             |           |     |     |  |
| 学用品費 後期          |         |             |           |     |     |   |             |             |           |     |     |  |
|                  |         |             |           |     |     | 合 計   |             |             |           |     |     |  |
| 小 計              |         |             |           |     |     | 年度の中途における要保護、準要保護の認定の変更等の事由   |             |             |           |     |     |  |
| 新入学児童生徒<br>学用品費等 |         |             |           |     |     | 年 月 日   | 要保護<br>準要保護 | に変更された。     |           |     |     |  |
| 修学旅行費            |         |             |           |     |     |   |             |             |           |     |     |  |
| 校外活動費            |         |             |           |     |     | 年 月 日   | 廃止<br>転学    | した。         |           |     |     |  |
| 小 計              |         |             |           |     |     | 上記の者に就学援助費支給計画通知書記載のとおり就学援助費が<br>給与されたことを確認する。<br><br>年 月 日<br><br>東御市教育委員会 印 |             |             |           |     |     |  |
| 学校給食費前期          |         |             |           |     |     |   |             |             |           |     |     |  |
| 〃 後期             |         |             |           |     |     |   |             |             |           |     |     |  |
| 小 計              |         |             |           |     |     |   |             |             |           |     |     |  |

- 備考 1 教育委員会が直接給与義務を行った場合「東御市教育委員会印」を要しない。  
 2 教育委員会の補助執行機関として学校長が給与事務を行った場合は、支給の方法に従って「担任印」欄及び「学校長印」欄に押印し、給与事務の完了後教育委員会の確認を受けること。

様式第9号(第13条関係)

就学奨励個人別支給台帳

(整理番号)No.

| 学校名           |           | 学年 組         |        | 児童・生徒氏名 |      |         | 保護者氏名 |               |       |               |   |     |
|---------------|-----------|--------------|--------|---------|------|---------|-------|---------------|-------|---------------|---|-----|
| 区分            | 校外活動費(宿泊) | 学校給食費        | 交通費    |         |      | 修学旅行費   |       | 学用品費・校外活動等参加費 |       | 新入学児童・生徒学用品費等 | 合計  | 校長印 |
|               |           |              | 通学費    |         | 職場実習 | 本人      | 付添人   | 新入学年          | その他学年 |               |   |     |
|               |           |              | 本人     | 付添人     |      |         |       |               |       |               |   |     |
| 第1回           | 年 月 日     | 円            | 円      | 円       | 円    | 円       | 円     | 円             | 円     | 円             | 円   |     |
| 2             |           |              |        |         |      |         |       |               |       |               |   |     |
| 3             |           |              |        |         |      |         |       |               |       |               |   |     |
| 合計            |           |              |        |         |      |         |       |               |       |               |   |     |
| 交通費(通学費)の積算基礎 |           |              |        |         |      |         |       |               |       | 備考            |   |     |
| 順路            | 通学方法の別    | 区 間          | 本人の定期券 |         |      | 付添人の定期券 |       |               | 普通乗車券 |               | 上記の者に就学奨励費支給計画通知書のとおり就学奨励費が給与されたことを確認する。<br><br>年 月 日<br>東御市教育委員会 印 |     |
|               |           |              | 1ヶ月    | 3ヶ月     | 6ヶ月  | 1ヶ月     | 3ヶ月   | 6ヶ月           | 本人    | 付添人           |   |     |
| 1             | 徒歩        | 住宅から( 経由) まで |        |         |      |         |       |               |       |               |   |     |
| 2             |           | から( 経由) まで   |        |         |      |         |       |               |       |               |   |     |
| 3             |           | から( 経由) まで   |        |         |      |         |       |               |       |               |   |     |
| 4             |           | から( 経由) まで   |        |         |      |         |       |               |       |               |   |     |
| 備考            |           |              |        |         |      |         |       |               |       |               |   |     |

様式第10号(第13条関係)

年度

個人別支給調書

学校名 \_\_\_\_\_

| 学年 | 児童生徒氏名 | 保護者氏名 | 受領印 | 給付額 | 備考 |
|----|--------|-------|-----|-----|----|
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |
|    |        |       |     |     |    |